年　　　月　　　日

寄　付　申　込　書

学校法人　桐丘学園

 理事長　関﨑　亮　殿

ご住所　〒　　　－

フリガナ

ご氏名　　　　　　 　　　　 　　 印

お電話番号

学校法人桐丘学園「教育振興寄付金」として、下記のとおり申し込みます。

|  |  |
| --- | --- |
| 寄付金区分 | □受配者指定寄付金（様式1-1寄付申込書の申請もお願いします。）　　　　　　　　□それ以外の寄付金　 |
| 寄付の対象 | □桐生大学　　□桐生大学短期大学部□桐生第一高等学校　　□桐生大学附属中学校　　□桐生大学附属幼稚園□桐丘学園 |
| 寄付金の名称（目的） | □桐生大学・桐生大学短期大学部 太田新キャンパス設置基金□教育活動基金（教育環境の整備や教育活動の支援）□研究活動基金（研究環境の整備や研究活動の支援）□施設整備基金（施設環境の整備）□桐丘学園 教育振興基金（桐丘学園の教育振興に関する活動）□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 品名・数量（現物寄付の場合） |  |
| 寄付金額 | 　　　　　　金　　　　　　　　円也 |
| 寄付情報の公表 | 　□氏名・金額とも同意する　　□氏名のみ同意する　　□匿名希望 |
| 本学園との関係 | 　□卒業生（学校名　　　　　　　　　　　　　　　　）　　□在学生　　□保護者　　□一般（個人・法人）　　□学園役員・職員　　□学園退職者　　□その他（　　　　　　　　　　） |
| 寄付金取扱規程に関する確認 | □学校法人桐丘学園「寄付金取扱規程」（裏面）の内容を確認しました。 |

* 各項目の□には、レ点をお願いいたします。（複数選択可）
* ご記入いただきました個人情報は、寄付金募集に係る業務以外の目的には使用いたしません。

学校法人 桐丘学園 『寄付金取扱規程』

（目的）

第１条 本規程は、学校法人桐丘学園（以下、「学園」という）における寄付金の取扱いにつ

いて必要な事項を定めることを目的とする。

（受入れ）

第２条 寄付金は、学園の教育研究その他事業に支障がないと認められるものについて受入れることができる。

２ 次の各号に該当するとき寄付金は受入れることができないものとする。

（1） 寄付金の受入れにおいて、次の条件が付されているとき。

ア　寄付者に対して寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。

イ　研究の成果として得られた特許権等の知的財産権及びこれらに準ずる権利を寄付者に譲渡すること。

ウ　寄付により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること。

エ　寄付金の使途に関して、寄付者が会計監査を行うこと。

オ　寄付を受入れることにより学園に著しく財政負担が伴うこと。

カ　寄付申込み後、寄付者がその意思により寄付金の全部又は一部を取り消すことができること。

（2） 次の各号学園から取引停止の措置を受けている期間中の寄付者からのもの。

（3） 反社会的勢力からの寄付など学園が不適当と判断するもの。

（4） その他、学園運営上支障があると理事長が認めるもの。

（寄付金の申込み）

第３条 寄付金の申込みに際しては、寄付者より所定の寄付金申込書（インターネットからの寄付では画面上の所定の項目に入力）の提出を受けるものとする。

（受入れの決定）

第４条 理事長は、内規に定める手順により第３条に記載の寄付金申込書を受理し、その受入れについて適当と認めたときは、これを受入れるものとする。

2 　寄付金の受入れ決定後でも、第2条第2項各号に該当する等、受入れによって学園に何らかの支障があると認められる場合には、理事長は、寄付金の受入れを取消又は撤回することができる。

（使途の特定）

第５条　寄付者は寄付金の使途を特定することができる。寄付者が使途を特定しない場合は学園が使途を特定するものとする。

（一般管理費）

第６条 特定の目的を指定した寄付金については、原則として20％を学園内一般管理費に充当するものとする。学園内一般管理費の使用配分と目的については別途内規等に定める。

（管理）

第７条 寄付金は経理規程及びその他関連諸規程に基づき、学園法人事務局管理部が管理する。

（規程の改廃）

第８条 本規程の改廃は、理事会の承認を得て、理事長が行う。

 附 則

 本規程は、令和 4年6月1日から制定・施行する。